



市政情報ピックアップ

～地域はあなたの力を必要としています！～

●地域の安心・安全を守る消防団員の募集

少子高齢化や過疎化の影響で消防団員が年々減少しており、地域の消防力が低下しています。地域を守っていくために、あなたの力を貸してください。



▶消防団の主な活動

・火災時の消火活動、災害巡視活動

地域住民の生命や財産を守るため、火災発生時の消火活動、風水害や地震等の大規模災害時における避難誘導や災害巡視活動などを行います。

・火災予防に対する啓発活動

訓練警戒活動、教育訓練活動、機械器具の点検、女性消防団員による防火指導や広報活動を行います。

▶報酬等

・**消防団員報酬** 階級ごとに、定められた年間報酬が支払われます。

・**出動手当** 火災や訓練などに出動したときは、手当が支払われます。

・**退職報償金** 5年以上勤務した場合は、在職年数や階級に応じて退職報償金が支払われます。

・**公務災害補償** 消防団活動中に負傷した場合等の補償制度があります。

・**活動服等の貸与** 消防団活動に必要な法被、活動服、ヘルメット、長靴等が貸与されます。

▶消防団員となる公務員の兼職や職務専念義務の免除

平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定（第10条）によって、公務員と消防団員を兼職することが認められています。

▶入団の申込み

日田市消防団は、6つの消防方面団（日田・前津江・中津江・上津江・大山・天瀬）で構成され、その中に49の消防分団があります。入団を希望する場合は下記にお問い合わせください。

「消防団応援の店」に登録をしませんか？

登録店舗 市内40店

大分県では、地域防災の要である消防団員の活動を応援し、地域防災力の充実強化を図るため、消防団員を割引サービス等で優遇する「消防団応援の店」の登録を進めています。

※詳細は下記にお問い合わせください。

☎防災・危機管理課防災・危機管理係 ☎0363 (市役所4階)

●軽自動車の廃車や名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で軽自動車や原動機付自転車などの所有者に対して課税されます。

廃車・名義変更等の手続きは、早めに行ってください。

※4月2日以降に軽自動車の廃車・名義変更等の手続きをしても、その年度分の軽自動車税種別割は全額納めなければなりません（月割還付等はありません）。

区分	手続場所	持参するもの
原動機付自転車（125cc以下）	税務課税制窓口係 ☎0397 (市役所1階) ※各振興局でも手続ができます。	・ 廃車 所有者・届出者の印鑑、ナンバープレート ・ 名義変更 新旧所有者・届出者の印鑑 ※車名、車体番号等を確認します。
小型特殊自動車（トラクター、フォークリフト等）		
軽二輪（125ccを超え250cc以下）	九州運輸局 大分運輸支局 ☎050-5540-2087	※詳細は左記にお問い合わせください。
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		
軽自動車（軽四輪乗用・貨物、軽三輪）	軽自動車検査協会 大分事務所 ☎050-3816-1759	

※市外に転出する人は、転出先で車検証等の変更手続が必要です。

※口座振替の人は、新たに軽自動車を購入した場合、現在登録している口座から引き落とされます。

※小型特殊自動車（農耕作業用等）は、公道走行の有無に係わらず、所有者によるナンバーの取得が義務となっていますので、ナンバーの登録をお願いします。

※三輪及び四輪以上の軽自動車税種別割の税率は、初度検査年月（新車新規登録年月）等で変わります。

初度検査年月が平成20年3月以前の車両は、令和3年度から経年重課税率の対象となります。

☎税務課税制窓口係 ☎0397 (市役所1階)

国民健康保険への加入・脱退の手続きはお早めに！

公的医療保険制度では、職場の健康保険加入者（被扶養者）や生活保護を受けている人以外は必ず国民健康保険に加入しなければなりません。社会保険等に加入・脱退した場合は、必ず本人又は同世帯の家族が届出を行ってください。

■被保険者の異動の届出は14日以内に

加入の届出が遅れると

保険証がないため、医療機関等にかかった医療費は一旦全額自己負担となることがあります。

脱退の手続きが遅れると

他の健康保険に加入した場合、国保の脱退の手続きが遅れると両方の資格を持った状態になり、病院にかかるときにトラブルの原因となります。



	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったという証明書、年金手帳
	国保の加入世帯で子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳
脱退	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と社会保険の両方の保険証、年金手帳 (職場の健康保険証が未交付の場合は加入証明書)
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	世帯が分かれる、又は一緒になったとき	保険証
	修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書又は学生証の写し

各申請書には個人番号の記載が必要です。マイナンバーカード又は通知カードなど個人番号が確認できるものを持参してください。

また、本人確認のため顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参してください。

就職・退職の際は年金の切替え手続を

就職や退職をしたときは、その都度、年金の切替え手続が必要です。

■退職（厚生年金・共済組合を脱退）したとき

国民年金への加入手続が必要です。年金手帳・社会保険等資格喪失証明書（又は離職票）・印鑑を持参の上、日田年金事務所の窓口にお越しください。

■就職（厚生年金・共済組合に加入）したとき

国民年金から厚生年金への切替え手続は、事業所（勤務先）を通して、日本年金機構に届出が行われます。

※届出を忘れると、将来受け取れる年金額が減額されたり、年金を受け取ることができなくなったりする場合がありますので、忘れずに届出を行ってください。

☎日本年金機構日田年金事務所 ☎06174

☎健康保険課国保・年金係 ☎0271 (市役所1階)